資料1

(第15回コスト算定等研究会) 事務局補足資料

令和6年10月10日総務務省 総合通信基盤局

1. 公衆無線LANアクセスサービスについて

- 前提として、電気通信事業者が提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスは、純粋に無料の場合と、対価を得ていなくて も広告収入を得るなど実質的に電気通信役務の提供により利益を得ようとする場合に分かれ、前者はそもそも登録又は届出の 必要がない電気通信事業であるため、ここでは後者を議論の対象としている
- なお、有料の公衆無線LANアクセスサービスは第二種負担金の算定に関係する役務である

A案

- ✓ 携帯電話アクセスサービス等の「高速 度データ伝送電気通信役務」の本契 約をしていて、その本契約の補完とし
- 提供される無料の公衆無線LANアク セスサービスは、当該本契約と併せ て一回線としてカウントする ✓ これ以外の契約による無料の公衆無 線LANアクセスサービスは、回線数と しては単独で1カウントとする

(※電気通信事業ではない他の事業の

収益性に依存して無料を可能として

いる電気通信事業者側の都合である

て(当該本契約の利用を条件として)

B案

✓ 無料の公衆無線LANアクセスサービ スは、全て対象外とする

C案

✓ A案に加えて、当該事業者が提供す る携帯電話アクセスサービス等の「高 速度データ伝送電気通信役務」を契 約している者が、当該事業者が提供 する無料の公衆無線LANアクセス サービスを別途の契約を結んで利用 している場合は、一回線としてカウン トしない

<メリット>

と考えられる)

- ・ (事業者が主張する)二重負担回避
- フリーライドの回線利用の阻止

くデメリット>

- ・ 上述の(携帯電話アクセスサービス 等の「高速度データ伝送電気通信役 務」の提供契約の中で、当該役務の補 完として無料の公衆無線LANアクセス
- サービスを提供する)ような契約を現に 行っていない事業者にとっては、契約 約款の変更、利用者との再契約といっ た作業が必要
- (→負担金の徴収により役務の提供 自体の継続が困難となるおそれ?)

<メリット>

- 切り分けが明快
- ・ (事業者が主張する)二重負担回避

<デメリット>

- 事業者の任意で料金を無料にするこ とと、負担金の対象外となることとの関 係が不明瞭で、他の負担金対象役務と の相違について質的な説明が困難
- 無料の公衆無線LANアクセスサービ スから負担金を徴収しないことで、その 分、他の負担金対象役務に上乗せす ることになる(フリーライドの発生による 公平感の喪失)

<メリット>

- ・ (事業者が主張する)二重負担回避
- フリーライドの回線利用の阻止
- A案と異なり(又はA案よりは)、契約 約款の変更、利用者との再契約といっ た作業が必要ない

くデメリット>

高速度データ伝送電気通信役務を複 数回線契約しているユーザにおいて、 「回線数」単位でのカウントではなく、 「人」単位でのカウント要素が生じてい る(無料の公衆無線LANアクセスサー ビスのみの特例か?)

事務局案

✓ 公衆無線LANアクセスサービスにつ いて、実態に鑑み、A案(有料·無料

を問わず)を採用する

✓ ただし、制度運用開始直後となるこ とに鑑み、A案に加えて、2027年3 月31日までは、ある事業者が提供 する携帯電話アクセスサービス等の

「高速度データ伝送電気通信役務」

を契約している者が、当該事業者が

- 提供する無料の公衆無線LANアク セスサービスを別途の契約を現に 結んで利用している場合には、当該 公衆無線LANアクセスサービスの回 線数を一回線としてカウントしないも
- ✓ (その間に当該「高速度データ伝送 電気通信役務 Iに係る契約の更新 等があるものと想定)

【目的】

のとする

BB交付金・負担金制度における公衆 無線LANアクセスサービスの取扱い により、同サービスを提供する事業者 相互間の競争状況に意図しない影響 を与えるおそれを避ける等のため

- 2. 別途 ●D2C(第12回研究会(令和6年9月20日)KDDI資料P9に記載の役務)は、サービスイン時に別途検討
 - 検討 ❷閉域通信に使用するローカル5G(同研究会NTT東西資料P10に記載)の取扱いは、事例が積み重なった際に別途検討

3. 想定される通常のBB年間運用スケジュール(イメージ案)

